

「抜本的な」税制改革の議論 ～消費課税への移行と資本課税改革～

[要旨]

1. 抜本的な税制改革を望む声が多い。少子高齢化による社会保障財源不足から消費税率引き上げが要求され、21世紀にも耐え得る抜本的な税制改革の必要性が論じられる。この際、税制改革の世界的潮流からみれば、「抜本的な」という言葉には現行税制の単なる修正にとどまらず、課税ベースの変更を含めた税体系そのものの見直しというニュアンスが含まれる。
2. 第1に、課税ベースの所得から消費への移行である。消費を課税ベースとする税制改革案については米国のファンダメンタル・タックスリフォームの議論が有名である。そこでは、フラットタックスや連邦小売売上税等が現行所得税の代替候補として比較検討された。最近では、2005年に米国大統領税制改革委員会が設置され、こうした税制改革案に再び注目が集まった。
3. 第2に、資本課税改革である。消費を課税ベースにする税制に移行するにせよ、所得課税体系の枠内で改革をするにせよ、税制をあるべき姿に改革するためには資本課税改革が欠かせない。現行の資本課税が経済活動に悪影響を及ぼすことは広く知られており、これまで長きにわたって資本課税改革が投資や資金調達の中立性等の点から論じられてきた。近年では、経済のグローバル化にいかに対応できるかという視点から、資本課税改革が検討されるようになった。資本課税の改革案としては、ミード報告(1978)のキャッシュフロー法人税、IFS(1991)のACE制度、米財務省(1992)のCBIT、北欧諸国の二元的所得税等が挙げられる。加えて、最近ではグローバル化への対応として、仕向地主義のキャッシュフロー法人税というラディカルな税制が提案されるようになった。
4. 日本では、今後消費税率引き上げによって、消費課税化が進むことが予想される。また、生産性向上のための投資促進要請やグローバル化の進展によって、資本課税改革への圧力が今後高まるであろう。このため、21世紀に耐え得る税制を構築するのであれば、現行税制の「手直し」ととどまらず、長期的な「抜本的な」税制改革の方向性を見定めて、より大きな視点で税制のあり方を考えていくことが大切である。

政策調査部 主任研究員
鈴木将覚

Tel : 03-3201-0411

E-Mail : masaaki.suzuki@mizuho-ri.co.jp

[目次]

1. はじめに	3
2. 所得課税から消費課税へ	5
(1) 消費課税の特徴	5
a. 消費課税とは何か	5
b. フラットタックス、X タックス	6
c. 消費課税の利点	7
(2) 米国大統領税制諮問委員会の消費課税案	9
a. 2つの改革案と個人課税	9
b. 違いが大きい資本課税改革案	10
3. 資本課税改革の焦点	13
(1) キャッシュフロー法人税	14
a. キャッシュフロー法人税とは何か	14
b. キャッシュフロー法人税の問題点	17
(2) ACE 制度	18
a. ACE 制度とは何か	18
b. ACE 制度の問題点	20
(3) CBIT	20
a. CBIT とは何か	20
b. CBIT の問題点	23
(4) 二元的所得税とその変形	23
a. 二元的所得税とは何か	23
b. 日本の金融所得一体課税	25
4. 経済のグローバル化に対応する資本課税	27
(1) 企業立地と法人税の関係	27
(2) 国際課税の分類	28
(3) 経済のグローバル化に対応する法人税	29
a. 開放経済における法人税の分類と源泉地主義の法人税	29
b. 居住地主義の法人税	30
c. 仕向地主義の法人税	31
5. おわりに	34

1. はじめに

少子高齢化の加速や格差問題、技術革新、環境変化、企業のグローバル化など、日本の税制を取り巻く環境が大きく変化している。こうしたなかで、日本経済が直面する諸課題に対応し、21世紀型の経済を支える持続的な税制を再構築する必要性が指摘されている。特に、最近の論調では、少子高齢化に伴って増加する社会保障財源を確保するために、消費税率引き上げが有力な選択肢と考えられ、それを正当化するために抜本的税制改正の必要性が語られることが多い。政府税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」

(2007年11月公表)では、「社会保障の安定財源確保、いわゆる格差の問題、成長力の強化といった大きな国民的課題」の解決のため、「中長期的視点に立って、税体系全体のあり方について抜本的な見直しを行っていくこと」が必要とされた。しかし、税制改革に関する世界的な潮流に照らしてみると、「抜本的な」という言葉には現行税制の単なる修正にとどまらず、より根本的に税体系そのものを見直すとのニュアンスがある。世界的に議論されている「抜本的な」税制改革の主な論点は2つある。

第1に、課税ベースの所得から消費への移行である。税制の議論では、伝統的に課税ベースを所得にすべきか、それとも消費にすべきかという議論がある。ミード報告(IFS(1978))以降、消費を課税ベースとする税制の具体的な検討が進み、90年代半ばには米国でファンダメンタル・タックスリフォームの議論が脚光を浴びた。フラットタックスやXタックス、連邦売上税、付加価値税(VAT)など様々な消費課税案が提案され、それらが効率性・公平性の観点から比較検討された。所得から消費へ課税ベースを一気に変更することは移行措置等も含めて克服すべき課題が多く、現在に至るまで完全な消費課税は実現していない。しかし、2005年に設置された米大統領税制改革諮問委員会が消費を課税ベースとした税制改革案を提案するなど消費課税に向けた動きは消えておらず、今後も現実への適用の可能性を探る動きが続くことが予想される。

課税ベースの所得から消費への移行で重要な点は、消費を課税ベースとする税制改革で最も影響を受けるのが賃金課税ではなく資本課税であることである。これは、個人課税が既に所得と消費の双方を課税ベースとするハイブリッドな税制になっているのに対して、法人税や資本所得税では消費を課税ベースに変更することに伴って根本的な変化が生じるからである。消費課税では、法人税において設備投資が即時償却され、資本所得税が形式上姿を消す。

「抜本的な」改革で検討が必要な第2の点は、法人税を含む資本課税改革である。これは、消費課税移行の影響を最も強く受けるのが資本課税であることに加えて、そもそも現行の所得課税体系のなかで最も多くの問題を孕んでいるのが資本課税であるからである。消費課税に移行するにせよ、所得課税体系の枠内で改革をするにせよ、税制をあるべき姿に改革するためには資本課税改革が欠かせない。加えて、近年の議論では、国際的な租税競争や多国籍企業の租税回避行動など経済のグローバル化への対応という視点が重要になってきたことも資本課税の再検討が促される背景にある。経済のグローバル化に対応する資本

課税改革は、現在は特に欧州諸国で問題意識が高いが、将来的にはアジア経済との一層の貿易・投資拡大によって日本でもより関心が高まることが予想される。

本稿では、こうした問題意識に基づき、しばしば巷間で議論されるよりも大きな視点から「抜本的な」税制改革を検討する。消費税率の引き上げや金融所得一体課税など現行税制の「手直し」を超えて、課税ベース変更や資本課税改革を考える。まず次節では、課税ベースを所得から消費に移行することの意味を確認し、消費課税案の具体的事例として米国税制改革諮問委員会における「抜本的な」税制改革案を取り上げる。第 3 節では、資本課税を巡る議論としてキャッシュフロー法人税、ACE、CBIT、二元的所得税の 4 つを取り上げ、主に投資や資金調達に対する中立性といった観点から、それぞれの改革案を検討する。最後に第 4 節では、国際課税の観点から資本課税の問題点を整理し、VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税というラディカルな資本課税案を紹介する。

2. 所得課税から消費課税へ

まず、「抜本的」な税制改革の第1のポイントとして、課税ベースの所得から消費への移行を考えよう。

(1) 消費課税の特徴

a. 消費課税とは何か

まず、言葉の使い方について注意点を述べよう。本稿では断りのない限り、所得を課税ベースとする税制 (Income Tax) を所得課税 (または所得税体系) と呼び、消費を課税ベースとする税制 (Consumption Tax) を消費課税と呼ぶことにする。現行税制の税目としての「所得税」や「消費税」とは意味が異なることに注意されたい。

日本の税体系は、戦後のシャープ勧告以来、勤労所得や資産所得を総合的に捉えた包括的所得税体系 (所得課税) を維持している。日本の税体系は諸外国のそれと同じように、社会保険料控除など貯蓄に対する控除がある程度認められているため、純粋な所得課税とは言えないものの、日本の税制は基本的には所得課税の考え方によって構築されている。所得課税では、あらゆる所得は合算されて課税するのが望ましいとされる。これは、理想的な所得課税では、所得を公平の基準とするため、異なる種類の所得であっても同額の所得は同額の税を負担すべきと考えられるからである。所得課税は、1年間など一定期間において発生した所得として把握され、実際に消費として利用可能な所得に加えて、資産価値の上昇も (それを担保に消費をすることができると理由で) 所得に含まれる (ヘイグ=サイモンズの定義)。後述するように、ここに一つの技術的な問題が生じる。

次に、所得課税と消費課税の違いを考えよう。家計が賃金と資本所得を得て、消費と貯蓄に回す状況を想定する。家計の消費は、賃金と資本所得から貯蓄を引いたものとして表される。ここで、 C は消費、 W は賃金、 R は資本所得、 S は貯蓄を表す。

$$C = W + R - S \quad (1)$$

所得課税は、賃金にせよ資本所得にせよ一括して所得に課税するのが原則であるから、課税ベースは $W + R$ である。これは、(1)式より $C + S$ が課税ベースであることを意味する。つまり、所得課税は消費と貯蓄を課税ベースとした直接税である。これに対して、消費課税は(1)式の右辺より明らかなように、所得 (賃金+資本所得) から貯蓄を引いたものが課税ベースとなる。

消費課税は、(1)式の左辺に課税する方法と右辺に課税する方法がある。(1)式の左辺、すなわち消費者が財やサービスを購入する時点で課税する方法が間接税型の消費課税であり、日本の「消費税」はこれに当たる。一方で、(1)式の右辺、すなわち賃金と資本所得の合計から貯蓄を差し引く形で直接税として消費に課税することもできる。これは、支出税と呼ばれる。支出税は個人の資産を把握すること等の実務的な困難から完全な形で実施されたことはないが、支出税の考え方に沿った消費課税案は数多い (IFS (1978) 等)。

同じ消費に対する課税でも、直接税と間接税のどちらを選択するかで累進度が大きく異なる。直接税では、人的控除やその他の控除、累進税率などによって自由に累進度を変えることができるが、単一税率の間接税ではあらゆる消費に対して比例的に課税するため、累進度に対する柔軟性を欠く。欧州では VAT による課税が普及しているが、米国では直接税による消費課税が重視される。

b. フラットタックス、X タックス

消費課税の具体化としては、90 年代半ばの米国におけるファンダメンタル・タックスリフォームの議論が有名である。そこでは、直接税型の消費課税としてフラットタックスや X タックス、USA タックス等が、間接税型の消費課税として連邦小売売上税 (National Sales Tax, NST) や付加価値税 (Value-Added Tax, VAT) 等が議論された。ここでは、直接税型の消費課税について簡単に説明しよう。Hall-Rabushka (1983, 1995) のフラットタックスは、直接税型の消費課税として米国で人気の高い税制改革案である。日本では、フラットタックスと聞くと一律の限界税率から逆進的な税制と誤解されることが多いが、Hall-Rabushka フラットタックスは直接税型の形式をとることで間接税型の消費課税では得られない累進性を確保しようという試みである。

単純化のために、閉鎖経済を考える。閉鎖経済では、(1) 式において $I = S$ (I は投資) となるから (2) 式が成り立つ。

$$C = W + R - I \quad (2)$$

Hall-Rabushka は、(2) 式の右辺を賃金 (W) と「資本所得—投資」($R - I$) の 2 つに分けて、前者には累進課税、後者には一律課税を適用することを考えた。但し、賃金税 (Individual Wage Tax) に対する限界税率を累進的にすれば、家計の勤労意欲を妨げるため、限界税率はフラットに設定される。代わりに、寛大な人的控除によって賃金税の累進性が確保される。Hall-Rabushka フラットタックスの賃金税では、年金受取額が賃金に含まれ、住宅ローン利子控除や寄付金控除が廃止される等、現行の個人所得税と比べて課税ベースが広い。一方で、企業によって支払われた年金拠出金やフリンジベネフィット (企業段階で課税) は賃金に含まれない。賃金税の課税ベースを拡大することで、Hall-Rabushka の計算ではフラット税率は 19%にとどまる。

このフラット税率は、法人税 (Business Tax) にも適用される。Hall-Rabushka フラットタックスにおける法人税は、後述するキャッシュフロー法人税である。キャッシュフロー法人税の課税ベースは、売上から賃金や投資など全ての投入コストを控除したものである。現行の減価償却制度は廃止され、投資コストは全て即時償却 (損金算入) される。

Hall-Rabushka フラットタックスの変形としては、Bradford (1986, 1987, 1996, 1998,

and 2005)のXタックスがある¹。Xタックスは、Hall-Rabushkaフラットタックスの賃金税部分を累進構造にしたものである。Xタックスでは、法人税率と同じ税率を最高税率として、賃金税に対して累進的な税が課され、垂直的公平性が十分に確保されないとのフラットタックスへの批判を緩和する。Altig et al. (2001)は、12の所得階級の税負担変化をみることができ一般均衡モデルを用いて複数の消費課税案を検討したところ、フラットタックスが低所得層の犠牲の下で長期的な厚生を改善するのに対して、エクスタックスは長期消費を7.5%増加させるのみならず、全ての所得階層の厚生を改善するとの結果が得られた。

c. 消費課税の利点

なぜ消費課税が望ましいのかについては、効率性や公平性の観点からこれまで多くの議論が行われてきた。消費課税の効率性を検討した論文は数多く、それらの全てをカバーすることは本稿の目的を超えるが、理論の世界では資本所得の最適税率はゼロか非常に小さいものであるとの結果が得られている。Judd (1985)やChamley (1986)は、無限視野の代表的個人モデルにおいて、資本所得の最適税率はゼロになる²との結果を得た。また、最近では、Erosa and Gervais (2002)が離散型の重複世代モデル(OLGモデル)において資本所得の最適税率が非常に小さいことを示した。こうした結果は、資本所得に課税しない消費課税の望ましさを示すものと解釈できる³。

具体的な消費課税案のシミュレーションとしては、1997年に米国議会の両院税制委員会(Joint Committee on Taxation, JCT)で開催されたファンダメンタル・タックスリフォームに関するシンポジウムの結果が参考になる。同シンポジウムでは、9種類のモデルによってHall-RabushkaフラットタックスやVATの経済効果が試算されたが、その結果はモデルによって効果が異なるというものであった。あるモデルでは、Summers (1981)が指摘するような消費課税の強い成長促進効果が検出されたものの、他のモデルではその効果は小さかった。このため、同シンポジウムでのコンセンサスは、「消費課税への移行はプラスであるが、所得課税改革もまた有益である」(Auerbach and Hassett (2005))となった。例えば、住宅ローン金利控除は大きな経済的歪みを発生させるが、同控除を廃止すれば所得税体系のままでも随分と効率的になる。

一方で、公平性の観点からは、公平の尺度を年間所得ではなく生涯所得で捉えることで消費課税の公平性が強調されることが多い。これは、遺産がなければ、生涯賃金＝生涯消費であるから、生涯消費への課税は個人の経済資源に課税するのと同じであるという論理である。賃金課税と消費課税は、前者が賃金所得のある若年期や壮年期の課税が多いのに対

¹ Xタックスの提案は、Bradfordによって改訂が繰り返されているため、どれか1つの提案をもってXタックスと特定することはできない。

² 資本所得税は、税引後ベースで金利を引き下げるので、現在消費に対する将来消費の価格を引き上げる。資本所得税がもたらすこうした歪みは短期間であれば小さいと考えられるものの時間とともに大きくなるため、無限視野をもつ個人にとってこの歪みは非常に大きなものとなる。

³ 資本の最適税率が低いことは、二元的所得税を支持するとも解釈される。

して、後者は賃金所得がなくなった老年期にもまたがって課税されるというタイミングの違いはあるものの、生涯を通じた課税ベースは等しい。このため、消費課税は（水平的）公平の基準を満たすと考えられる。これに対して、所得課税は貯蓄に対してペナルティーを課すことになるため、同じ生涯賃金を持つ人との間の公平性が保たれない。

遺産を考慮に入れた場合には、やや話が複雑になる。遺産が存在するとき、生涯賃金と生涯消費がイコールにならないので、遺産も消費に含めて消費課税を課すというのが一貫性のある考え方である。フラットタックスのように「前払い」的な消費課税では、相続人と（既に課税されているという意味で）被相続人が相続財産に対して税を負担する⁴。VATのような「後払い」的な税制では、相続財産が消費として課税されるべきで、相続人が消費した場合にはそれも課税対象になる。

もっとも、これは一個人の生涯を公平の基準とする価値観の下で成り立つ考え方である。親が子供のことを自分のことと同じように考えて行動する場合は話が異なる。この場合、個人の効用関数のなかに子供の効用が入り込み、さらに親が子供の効用を考慮するという関係が無限の将来まで続くことによって、個人の効用の最大化問題があたかも個人が無限に生きる場合と同じように設定される。これは、王朝モデル (Dynasty Model) と呼ばれる。王朝モデルでは、個人が無限に生きる場合と同じになるため、遺産は単に将来に消費を遅延させるに過ぎず、遺産は消費される時点で課税されるべきということになる。フラットタックスのように「前払い」的な税制では相続財産は課税されるべきではなく、VATのような「後払い」的な税制では相続財産が消費された時点で課税されればよい。

以上より、消費課税は効率性の観点で（適切な所得課税改革と同様に）優れており、公平性についても（水平的公平性の観点から）一定の利点があることがわかった。加えて、消費課税にはもう 1 つの魅力がある。それは、消費課税では資本所得税という所得課税体系の最大の問題点が回避されることである。資本所得税の問題点は数多く指摘されているが、代表的なのは未実現キャピタルゲインの扱いである。所得課税における包括所得の定義では、未実現キャピタルゲインも所得の一部に換算される。しかし、未実現キャピタルゲインを把握することは現実問題として困難である。消費課税は、明示的に資本所得に課税することがないので、こうした問題をクリアできる。

但し、消費課税において資本所得税がないといっても、資本が全く課税されないわけではない。消費を課税ベースにすることによって明示的には資本所得税がなくなるものの、所得課税体系の視点で見ると、資本所得は家計ではなく企業において一括して課税される。例えば、Hall-Rabushka フラットタックスでは、家計段階での利子所得税は存在しないものの、企業税で支払利子控除が廃止されること等から利子が企業段階で課税される。現行

⁴ より本質的な議論では、相続人と被相続人のどちらが相続税を負担するかは、被相続人が遺産をどのように捉えたかに依存する。被相続人が課税後の遺産額を目標に設定する場合は、相続税を負担するのは被相続人である。一方で、被相続人が課税前の遺産額を目標に設定する場合は、相続税を負担するのは相続人である。

税制との比較で言えば、Hall-Rabushka フラットタックスでは賃金と企業に対する税率が同じであるため、家計段階の賃金税と同じ税率の資本課税が企業段階で行われると考えられる。

(2) 米国大統領税制諮問委員会の消費課税案

a. 2つの改革案と個人課税

では、消費課税に移行した場合に生じる変化を大統領税制改革諮問委員会（US President's Advisory Panel on Federal Tax Reform（2005））の税制改革案を例にとってみてみよう。

米国では、税制改革の議論は税収中立を前提として行われるのが普通であり、同委員会でも税収中立の下で抜本的な税制改革案が検討された。同委員会は、2005年12月に報告書が提出されるまでに同年2月から13回にのぼる会議を開催し、ファンダメンタル・タックスリフォームを含む様々な改革案の検討を終えた。そして、最終的な提言では、税制改革案として、所得課税を基本とする簡素所得税案（Simplified Income Tax Plan）と消費課税の考え方に基づく成長・投資税案（Growth and Investment Tax Plan）の2つが示された。消費課税案としては、VATや連邦小売売上税も検討されたが、逆進性や高税率等の理由で排除された。代わりに、不完全ながらも直接税型の消費課税案が改革案の1つとして提言された。成長・投資税案と呼ばれる消費税改革案は、BradfordのXタックスを基に作成された。

簡素所得税案と成長・投資税案を比べると、個人課税については共通する部分が多い（**図表1**）。これは、個人課税については、そもそも所得課税と消費課税のハイブリッドな税制になっていることがある。また、純粋な消費課税では住宅ローン金利控除が廃止されるなど、所得課税とは大きく異なる点もあるが、そうした変化を現実に導入するのは難しいことから、折衷案として同じ内容の項目が両案に含まれてしまったという面もある。

両案に共通する個人課税の特徴は、大きく分けて3つある。第1に、個人所得税率については、現在6つある税率が簡素所得税案では4つ、成長・投資税案では3つに削減される。個人所得課税の最高税率は、現行の35%から簡素所得税案では33%へ、成長・投資税案では30%へ引き下げられる。一方で、最低税率は現行の10%から両案ともに15%に引き上げられる⁵。成長・投資税案はXタックスに基づいた税制改革案であるので、個人所得税の最高税率は30%と法人課税率と同じ税率に設定された。

第2に、所得控除・税額控除が大幅に整理される。まず、人的控除、概算控除、子女税額控除が廃止されて、代わりに「家族税額控除（Family Credit）」が創設される。家族税額控除は、夫婦共同申告者で3,300ドル、単身者で1,650ドル、追加的に子供1人当たり1,500ドル控除が増える。低所得者層向けの税額控除としては、EITC（Earned Income Tax Credit）が廃止されて、代わりに「仕事税額控除（Work Credit）」が創設される。

⁵ 最低税率15%は、2001年以降に実施されたブッシュ減税以前の水準に等しい。

図表 1：家計部門の税制改革案（抜粋）

	所得税の簡素化案 (Simplified Income Tax Plan)	成長・投資税案 (Growth and Investment Tax Plan)
税率	15%、25%、30%、33%	15%、25%、30%
AMT	撤廃	
基礎控除 概算控除 子女税額控除	基礎控除、概算控除、子女税額控除を廃止して、全ての納税者共通の「家族税額控除 (Family Credit)」を創設。夫婦 3,300 ドル、単身者 1,650 ドル、追加的に、子供 1 人当たり 1,500 ドル、その他扶養者 1 人当たり 5,00 ドルの税額控除。	
EITC	EITC を廃止して「仕事税額控除 (Work Credit)」を創設。	
結婚によるペナルティの解消	税率ブラケット上限や家族税額控除等に関して、夫婦は単身者の 2 倍に設定される。	
その他の控除		
住宅ローン金利所得控除	住宅金利所得控除を廃止して、住宅ローン支払い金利の 15% に相当する「住宅税額控除 (Home Credit)」を創設。住宅ローン額は各地域の平均住宅価格 (227,000 ドル～412,000 ドル) まで。	
寄付控除	所得控除として全ての納税者に適用。	
教育控除	フルタイムの学生に対して家族税額控除を適用。	
州税控除	廃止	
貯蓄・退職		
確定拠出プラン	“Save at Work”プランに統合。	
確定給付プラン	変更なし	
退職勘定	“Save for Retirement Accounts” (年間 10,000 ドルまで) に移行。全ての納税者が利用可能。	
教育資金 健康保険	“Save for Family Accounts” (年間 10,000 ドルまで) に移行。教育、医療、出産、退職等に向けた貯蓄に適用される。全ての納税者が利用可能。低所得者には税還付がある。	
配当	100%控除。	15%
キャピタルゲイン	75%控除。税率は 3.75%～8.25%。	15%
受取金利	通常の個人所得税がかかる。	15%

(注) AMTはAlternative Minimum Tax (代替ミニマム税)。

(資料) U.S. President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005) より、みずほ総合研究所作成

第 3 に、住宅ローン金利控除が縮小されることである。住宅ローン金利の所得控除が廃止されて、代わりに住宅ローン金利の 15% が税額控除される (対象モーゲージ額の上限は引き下げ)。この結果、現行税制の適用者は現在よりも減税額が相当程度縮小する⁶。

b. 違いが大きい資本課税改革案

個人課税で違いが大きいのは、資本所得税部分である。配当・キャピタルゲインに対する課税の仕方が両案で異なる。現行税制では、配当・キャピタルゲインがともに 15% の税率で課税されるが、これが簡素所得税案では企業段階で配当が全額控除、キャピタルゲイ

⁶ この点に関して、マック税制改革諮問委員長とブロー同副委員長は最終報告書提出時の記者会見 (2005 年 11 月 1 日) において、「現行の住宅ローン金利控除は全体の約 3 割の富裕層しか利用しておらず、この減税を縮小しても低所得層にはあまり影響がない。また、富裕層は AMT 制度の廃止によって恩恵を受ける」という主旨のことを述べた。

ンが75%控除される。一方で、成長・投資税案では家計段階における配当・キャピタルゲイン課税がともに現行の15%のままとされた。

図表 2：企業部門の税制改革案（抜粋）

	所得税の簡素化案 (Simplified Income Tax Plan)	成長・投資税案 (Growth and Investment Tax Plan)
中小企業		
税率	通常は個人所得税率で課税される(最高33%)。	個人事業主は個人所得税率で課税される(最高30%)。その他の中小企業は税率30%で課税される。
設備投資	全て即時償却(所得税の簡素化案では土地・建物が除外される)。	
大企業		
税率	31.5%	30%
設備投資	簡素な加速度償却。	全て即時償却。
支払金利	変更なし。	控除なし(金融機関を除く)。
受取金利	変更なし。	非課税(金融機関を除く)。
国際課税主義	源泉地主義	仕向地主義
法人AMT	撤廃	

(資料) U.S. President's Advisory Panel on Federal Tax Reform (2005)より、みずほ総合研究所作成

簡素所得税案において配当が全額控除とされたのは、所得課税の枠組みのなかで配当に対する二重課税回避という所得税の欠点克服を狙ったものと考えられる。一方で、成長・投資税案の配当課税については、本来消費課税案であるならば、配当・キャピタルゲインは非課税となるはずである。この点に関して、税制改革諮問委員会は配当・キャピタルゲインを非課税にする完全な消費課税案(報告書では累進消費課税案(Progressive Consumption Tax Plan)と呼ばれている)を上記の2つの改革案とは別に検討した。しかし、累進消費課税案は必ずしも委員全員の賛同を得ることができず、提言として採用されるまでには至らなかった。

法人課税については、設備投資の償却方法と支払金利控除等の取り扱いが両案で異なっている(図表2)。これらは、所得課税と消費課税の違いを素直に反映したものである。設備投資の償却方法については、簡素所得税案では大企業向けに加速度償却制度が導入されるにとどまった(中小企業については土地・建物を除いて即時償却)。これに対して、成長・投資税案では設備投資は大企業・中小企業向けともに全て即時償却となった。支払金利控除については、簡素所得税案が現行税制からの変更がないのに対して、成長・投資税案では廃止された(金融機関を除く)。受取金利については、簡素所得税案が現行税制からの変更がないのに対して、Xタックスを基に作成された成長・投資税案では非課税とされた(金融機関を除く)。

このように、米国の大統領税制改革諮問委員会における税制改革案をみると、所得課税と消費課税の違いが主に(法人税を含む)資本課税で発生することがわかる。また、所得課税案でも、住宅ローン金利控除の縮小や中小企業の設備投資の即時償却など消費課税の要素が含まれており、諮問委員会の提案は全体として所得課税から消費課税にウエイトを

「抜本的な」税制改革の議論

移したものと捉えることができる。

3. 資本課税改革の焦点

次に、資本課税改革案を検討しよう。消費課税への移行によって最も影響を強く受けるのが資本課税であることに加えて、そもそも現行の資本課税が多くの問題を抱えているため、消費課税に移行するにせよ、所得課税の枠内での改革をするにせよ、税制をあるべき姿にするためには資本課税改革が欠かせない。資本課税は、法人段階と家計段階のいずれか、または双方で課されることから、その改革案は通常、家計段階の資本所得税を含む法人税改革案という形で議論される。本節では、いくつかの法人税改革案を取り上げ、それらの特徴と課題を検討しよう。

現行の法人税の問題点として、次の点が指摘される。①投資に不利に働くこと（投資に対して非中立的）、②負債調達を株式調達よりも優遇すること（資金調達に対して非中立的）、③内部留保を新株発行よりも優遇すること（同）、④非法人形態を法人形態よりも優遇すること（組織形態に対して非中立的）等である。最近では、国際的な租税競争を背景に、投資先の選択への影響等が新たな要素として加えられるようになった。

こうした問題を克服するために、これまでに様々な法人税改革案が考案されてきた。ここでは、代表的な法人税改革案として、キャッシュフロー法人税（Cash Flow Tax）、ACE（the Allowance for Corporate Equity）制度を含む法人税、CBIT（Comprehensive Business Income Tax、包括的事業所得税）、北欧諸国の二元的所得税（Dual Income Tax）の4つを取り上げる。キャッシュフロー法人税は、企業活動に中立的な法人税として古くから提唱されており、課税ベースは消費課税のそれに対応する。他の3つは所得課税の枠内での改革であるが、それぞれ現行法人税の問題を解決する改革案として注目される⁷。

図表 3：法人税改革案の特徴

課税ベース		
株式の収益全体 (正常収益+超過収益)	株式の超過収益	株式と負債の収益全体
○現行の法人税	(1)キャッシュフロー法人税 ①投資 ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態 (2)ACE制度を持つ法人税 ①投資 ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態	(3)CBIT ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態 (4)二元的所得税 ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態（部分的に）

(資料) Devereux and Sorensen (2005) を参考に、みずほ総合研究所作成

⁷ ACE制度は、現行所得税に組入れられるほか、EXPEPs(Extended Personal Equity Plans)制度（拡張個人株式プラン、一種の支出税）との組み合わせでも用いられる。玉岡 (2006)、Gammie (1992)、IFS (1989)等を参照されたい。

図表 3 には、各法人税改革案がどのような特徴を持っているかが示されている。まず課税ベースの分類として、株式の収益全体（正常収益＋超過収益）か、株式の超過収益か、株式と負債の収益全体（正常収益＋超過収益）かに分けられる。現行法人税は株式の収益全体（正常収益＋超過収益）を対象とするのに対して、キャッシュフロー法人税と ACE 制度を持つ法人税は株式の超過収益のみを対象とする。このため、キャッシュフロー法人税と ACE 制度を持つ法人税は、投資に対する中立性を満たす。CBIT と二元的所得税は、現行の法人税と同様に超過収益のみならず正常収益にも課税するため、企業の投資行動に悪影響を及ぼす。また、株式調達と負債調達の中立性、新株発行と内部留保の中立性、組織形態の中立性については、全ての改革案において一定程度の中立性が確保される。

(1) キャッシュフロー法人税

a. キャッシュフロー法人税とは何か

まず、キャッシュフロー法人税（Cash Flow Tax）の特徴からみてみよう。キャッシュフロー法人税とは、収益から投資を含む費用を全て差し引いたもの（キャッシュの流入－キャッシュの流出）を課税ベースとする法人税である。ミード報告で提案された 3 種類のキャッシュフロー法人税が有名である。これらは、実物取引ベース（R ベース）、実物・金融取引ベース（R+F ベース）、資本取引ベース（S ベース）のキャッシュフロー法人税として知られている（**図表 4**）。

まず、R ベースのキャッシュフロー法人税は、実物取引のみを課税ベースとするもので、キャッシュの流入としては製品・サービスの売上と固定資産売却、キャッシュの流出としては原材料費と賃金、固定資産購入が計上される。R+F ベースのキャッシュフロー法人税は、実物ベースに金融取引のキャッシュフローを加えたものを課税ベースとし、具体的にはキャッシュの流入に借入の増加額と受取金利が追加される一方で、キャッシュの流出に借入の返済額と支払金利が追加される。S ベースのキャッシュフロー法人税は、キャッシュフローを資本取引の側からみたもので、キャッシュの流入に株式の買い戻しや配当支払が、キャッシュの流出に新株発行と配当受け取りがそれぞれ計上される。企業活動によるキャッシュの流入と流出の差は、株主への分配または納税に用いられることから、よく知られているように $R + F = S + T$ （ T ：純租税支払）という恒等式が成り立つ。このため、S ベースのキャッシュフロー法人税は、実質的に R+F ベースのキャッシュフロー法人税を取引の裏側からみたものに相当する。

キャッシュフロー法人税として提案される多くのものは R ベースであり、Hall-Rabushka フラットタックスや X タックスも R ベースのキャッシュフロー法人税である。R ベースのキャッシュフロー法人税は取り扱いが容易である反面、金融取引への課税がないことから、金融機関への課税が抜け落ちるという欠点がある。このため、R ベースのキャッシュフロー法人税案では、しばしば金融機関に対して別の課税方法が検討される。大統領税制改革諮問委員会の税制改革案では、金融機関に対して実質的に R+F ベースの課税を行う案が提示された。これに対して、金融機関に対して特別な措置を適用するよりも、金融取引を課税

ベースとする R+F ベース（または S ベース）のキャッシュフロー法人税の方が望ましいとの見方もある（McLure and Zorow (1996)、Zee (2006) 等）。実際の適用例としては、エストニアで S ベースのキャッシュフロー法人税が導入されている。

図表 4：キャッシュフロー法人税の課税ベース

	実物取引ベース (R base)	実物・金融取引ベース (R+F base)	資本取引ベース (S=R+F base)
キャッシュの流入	<ul style="list-style-type: none"> ・製品、サービスの売上。 ・固定資産売却。 	<ul style="list-style-type: none"> ・製品、サービスの売上。 ・固定資産売却。 ・借入金の増加額。 ・受取金利。 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の買い戻し。 ・配当支払。
キャッシュの流出 (マイナス項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費。 ・賃金。 ・固定資産購入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料費。 ・賃金。 ・固定資産購入。 ・借入金の返済額。 ・支払金利 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株発行。 ・配当受取。

(資料) Auerbach et al. (2007)を参考に、みずほ総合研究所作成

キャッシュフロー法人税の第 1 の特徴は、投資に対する中立性が確保されることである。ここで、投資に対する中立性について考えよう。法人税が存在しない場合には、資本コストは安全資産運用をした場合に得られる収益率（機会費用、 r ）と経済的な減価償却率（資本減耗率、 δ ）の合計になる⁸。投資に対して中立的な法人税とは、法人税が課された場合にもそれが課されない場合と同様に、資本コストが $r + \delta$ となる法人税である。

法人税が課された場合、 τ を法人税率として、資本コストは (3) 式のように表される（投資資金が内部留保によってファイナンスされる場合）⁹。

$$c = \frac{(1 - \tau)(r + \delta)}{(1 - \tau)} \quad (3)$$

ここで、 z は「1 円の投資を行った場合における減価償却額の割引現在価値」を表す。

(3) 式において明らかなのは、 $z = 1$ とすれば課税後の資本コストが $r + \delta$ に一致し、投資の中立性が成り立つことである。キャッシュフロー法人税は、投資の即時償却を行うことでこれを実現する。仮に、 $z \neq 1$ において投資の中立性を確保しようとするならば、①資金調達が全て借入で、支払利子が全額課税所得から控除されること、②税務上の減価償却率が資本減耗率 (δ) に等しくなることの 2 つの条件が同時に満たされる必要がある¹⁰。この

⁸ 投資に関わるリスクプレミアムがゼロ、インフレ率がゼロと仮定する。

⁹ (3) 式は簡単化のために多くの仮定が置かれている。インフレ率がゼロ、調整コストがゼロ、投資減税なし等。また、資金調達方法の違いを反映した資本コストの詳細な説明は、King (1987)等を参照されたい。

¹⁰ 田近・油井 (2000)等を参照されたい。

条件を満たそうとするのは、現実的ではない。キャッシュフロー法人税は、超過収益（経済レント）に対してのみ課税するため、資本コストに影響を及ぼさず、企業の最適な投資計画を歪めない。

第 2 に、キャッシュフロー法人税は株式調達と負債調達に対する中立性を確保する。現行の法人税では、資金調達方法によって税制措置が異なるため収益率に差が生じる。この点を簡単な例を用いて説明しよう（図表 5）。まず、企業が投資資金を新株発行で調達し、投資後の収益を配当として分配する場合を考えると、企業が R だけ配当を支払う場合、企業の実質負担は法人税を τ として $R/(1-\tau)$ になる。また、家計段階における資本所得税を m とすれば、家計の受取金額は $R(1-m)$ になる。

これに対して、企業が負債調達する場合は、企業の支払利子が課税ベースから控除されるため、企業の利子支払の実質負担が資本所得課税前の家計の利子受取額と一致する。企業の実質負担が株式調達の場合と同じ $R/(1-\tau)$ になるとき、資本所得課税前の家計の受取額も $R/(1-\tau)$ になる。資本所得税(m)を考慮すれば、家計の受取金額は $R(1-m)/(1-\tau)$ になる。この受取額は、株式調達（クラシカル方式）の場合よりも大きい。これは、株式調達（クラシカル方式）では、企業段階と家計段階において資本が二重に課税されることが原因である。

図表 5：企業の資金調達方法と家計の受取額

	企業の実質負担	家計の受取額
株式調達ケース(クラシカル方式)	$R/(1-\tau)$	$R(1-m)$
負債調達ケース	$R/(1-\tau)$	$R(1-m)/(1-\tau)$
内部留保ケース	$R/(1-\tau)$	$R(1-g)$

(資料) みずほ総合研究所作成

現行法人税の下での二重課税への対処法は、①インピュテーション方式による家計段階での調整、②企業段階における配当控除、③配当課税の撤廃の 3 つが考えられる。インピュテーション方式とは、受取配当に（受取配当に対応する）法人税額の全部もしくは一部を加えて配当所得とし、この所得から計算された所得税額から（受取配当に対応する）法人税額を控除する方式のことである。完全インピュテーション方式では、配当の二重課税が完全に排除される。インピュテーション方式による家計段階での調整は多くの国で実施されており、日本でも総合課税の場合に配当税額控除が適用されている。しかし、インピュテーションを部分的にしか実施していない国が多く、二重課税の問題が残る。企業段階における配当控除や家計段階の配当課税の軽減についても同様のことが言える。これに対して、キャッシュフロー法人税は、企業段階で正常収益に課税しないことで二重課税を回避する。キャッシュフロー法人税は超過収益のみに課税することによって、法人段階と家計段階の調整を全く行わないクラシカル方式のままで二重課税を回避する方法とも言える。

キャッシュフロー法人税は、株式調達と負債調達との歪みも解消する。Rベースのキャッシュフロー法人税では、企業の実物のみが課税対象となり、支払利息控除は認められない。これによって、株式調達と負債調達に対する影響は中立的となる。R+Fベースのキャッシュフロー法人税では、支払利息控除が借入金の返済額とともに認められるものの、一方で借入金そのものが課税ベースに加えられるため、実質的に支払利息控除が排除される。これは、現在価値でみると、借入金と「支払利息+借入金の返済額」が等しいからである¹¹。

第3に、キャッシュフロー法人税は、新株発行と内部留保に対する中立性の問題も部分的に解決する。投資資金が内部留保によって調達される場合は、企業から家計への直接的な資金の流れは発生しないものの、家計は企業の投資による株価の上昇分だけ利益を得る。このキャピタルゲインに対する発生ベースの課税率を g とすれば、先の例で家計の受取額は $R(1-g)$ となる（図表5）。資本所得税率とキャピタルゲイン税率を等しくすれば（ $m=g$ ）、法人税は新株発行と内部留保に対して中立的になる。しかし、ここでのキャピタルゲインは発生ベースであるため、現実の実現ベースのキャピタルゲイン税とは異なる。キャピタルゲイン課税が実現キャピタルゲインのみを課税対象としている場合は、内部留保によって課税を繰り延べれば、投資資金として内部留保を用いる方が有利になる。こうした歪みは、キャッシュフロー法人税では矯正されない。

しかし、キャッシュフロー法人税が現行の法人税と家計段階の資本所得税を完全に代替する制度として導入された場合は、こうした問題が解決する。この場合は、資本所得税やキャピタルゲイン税が存在しなくなり、常に $g=m=0$ が成り立つからである。同じことは、キャッシュフロー法人税と家計段階における支出税の組み合わせによっても実現される。Hall-Rabushka のフラットタックスでは、個人に対する支出税（賃金税）と企業に対するキャッシュフロー法人税によって資金調達に対する中立性が全て達成される。

b. キャッシュフロー法人税の問題点

キャッシュフロー法人税の欠点は、第1に、正常利潤には課税せず、超過利潤のみへの課税であるため、現行の法人税と比べると課税ベースが小さくなり、税率が高まることである。これは、閉鎖経済ではそれほど問題にならないかもしれないが、資本が国際的に移動する開放経済下では決定的に重要になる¹²。田近・油井（2000）は、バブル期を含む1987～1996年度のデータを用いて、日本でRベースとR+Fベースのキャッシュフロー法人税に移行した場合の変化を試算したところ、①キャッシュフローは所得よりも変化が大きいため、キャッシュフロー法人税は現行の法人税よりも変動が大きいこと、②過去10年間の累積額

¹¹ Rベースのキャッシュフロー法人税は設備投資の即時償却によって、将来発生する正常収益を相殺する「税の歳出（tax expenditure）」的な課税方法であるのに対して、R+Fベースのキャッシュフロー法人税は借入金に対して最初に課税し、将来発生する収益に対しては（支払金利控除によって）課税しない「税の前払い（tax prepayment）」的な課税方法である。

¹² 第4節でみるように、キャッシュフロー法人税は国際課税主義を仕向地主義に変えることで、開放経済に対応する形に修正できる。

でみた平均税率がRベースで90%となり、通常の法人税率である47%¹³の約2倍になることがわかった。この結果は、バブル期の旺盛な投資による純キャッシュフローの低下を強く反映していると考えられるものの、キャッシュフロー法人税の導入によって税率が大きく上昇する可能性を示していると考えられる。

第2に、キャッシュフロー法人税は、導入当初は税収の大部分が「古い」投資からのキャッシュフローに依存し、予期せざる資本課税が生じることである。これは資本集約的な企業に流動性欠如等の問題を生じさせる恐れがある。

第3に、純粋なキャッシュフロー法人税は、税負担がマイナスにもなり得るように、シメトリックでなければならず、初期費用が大きい場合、政府は企業に補助金を出さなければならない。しかし、政府はこうした補助金を出し渋る可能性が高く、それゆえ資本コストにそうした事態を考慮に入れたリスクプレミアムが発生する恐れがある。

(2) ACE 制度

a. ACE 制度とは何か

ACE (Allowance for Corporate Equity) 制度は、IFS (1991) と Devereux and Freeman (1991) によって提案されたものである¹⁴。ACE制度の特徴は、資金調達に対する中立性の実現方法にある。Rベースのキャッシュフロー法人税や後述するCBITでは、株式調達と負債調達に対する中立性を確保するために支払金利控除が廃止される。これに対して、ACE制度ではこれとは逆に、新株発行にも支払金利控除に相当する株式控除 (Equity Allowance) を設けることで、株式調達と負債調達に対する中立性が確保される。企業段階における単なる配当控除ではなく、支払金利控除と同様の役割をする控除を株式に対しても設定し、株式の正常収益に対する課税を回避することがACE制度の特徴である。株式調達と負債調達に対する中立性の実現方法が検討される場合、ACE制度とCBITが全く逆のアプローチとしてしばしば比較の対象にされる。

ACE制度では、株式に係る概念上の金利 (notional interest rate) が設定され、それを前期末の株主基金 (shareholders' funds for tax purposes) に乗じることで株式控除が計算される。概念上の金利は、リスクフリーの名目金利であり、実際には中期の国債金利が目安とされる。株主基金は、資金の流入から資金の流出を差し引いて計算される。具体的には、株式控除、課税収益、他社からの配当受取、新株発行で構成される「資金の流入」から、税額、配当支払、他社の純新株取得で構成される「資金の流出」が引かれる (図表 6)。

¹³ 2000年時点の値。

¹⁴ 理論的な背景は、Boadway and Bruce (1984) によって示された。

図表 6：株主基金と株式控除の計算

○株主基金の価値＝	
資金の流入（＋）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式控除 ・ (株式控除を差し引いた後の) 課税収益 ・ 他社からの配当受取 ・ 純新株式発行額
資金の流出（－）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税額 ・ 配当支払 ・ 他社の純新株式取得
○株式控除＝株主基金×概念上の金利（名目金利）	

（資料）IFS (1991)より、みずほ総合研究所作成

ACE制度の下では、①株式控除が認められることと、②資本減耗率と減価償却率の乖離によって生じる投資の歪みが株式控除によって排除されることで、投資に対する中立性が確保される¹⁵。初期に減価償却を加速すると後期において株式控除が減少し、現在価値で見ると初期における加速度償却の効果が後期における株式控除の減少によって完全に相殺される。ACE制度では、どのような減価償却制度が用いられようと減価償却の現在価値は変化せず、設備投資の即時償却と同様の効果が得られる。

ACE制度では、新株発行と内部留保に対する中立性も確保される。これをIFS (1991)で紹介されている例を用いて説明しよう（図表 7）。企業が1000のキャピタルゲインを得て、それを1年目に実現するか、2年目に実現するかを選択をするケースを考える。1年目から2年目にかけての資産の運用収益率は10%とする。現行の法人税では、企業が1000のキャピタルゲインを生み出したとき、それを実現すれば35%の法人税が課され、手元に650残る。これを1年間運用すれば10%の収益が得られるから、収益が65発生し、これに再び法人税が課される。その結果、2年間の総収益は692.25となる。一方で、1年目に企業がキャピタルゲインを実現しない場合には2年目の収益は1100となり、これに35%の法人税が課される。その結果、2年間の総収益は715となり、1年目にキャピタルゲインを実現しない方が得である。

これに対して、ACE制度では1年目にキャピタルゲインを実現する場合も実現しない場合も同じ利益になる。株式控除の計算に用いられる概念金利を収益率と同じ10%とする。1年目にキャピタルゲインを実現する場合は、35%の法人税が課されるものの、代わりに株主基金に650が計上される。2年目には収益65に対して株式控除が65(前期の650×10%)が使えるため、課税所得はゼロとなる。その結果、2年間の総収益は715となる。一方で、1年目にキャピタルゲインを実現しない場合は、2年目の収益が1100となるものの株式控除もゼロであるため、1100そのものに35%の法人税が課される。その結果、2年間の総収益は715となり、1年目にキャピタルゲインを実現する場合と同じになる。

¹⁵ ACEの投資に対する中立性についての数値的説明は、Devereux and Freeman (1991)を参照されたい。

図表 7：ACE 制度におけるキャピタルゲインの取り扱い

		現行の法人税		ACE	
		実現	未実現	実現	未実現
1年目	発生利益	1000	1000	1000	1000
	課税収益	1000	0	1000	0
	課税所得×35%	350	0	350	0
	株主基金	-	-	+650	0
2年目	現金/資産価値	650	1100	650	1100
	運用収益	65	0	65	0
	課税所得	65	1100	65	1100
	株主控除	-	-	65	0
	課税所得×35%	22.75	385	0	385
	総収益	692.25	715	715	715

(注) インフレ率はゼロと仮定。

(資料) IFS(1991)の30ページ、table2.2

ACE制度は、実際にオーストリア、クロアチア、イタリア、ブラジル等で部分的または全面的に導入されている¹⁶。

b. ACE 制度の問題点

ACE 制度の問題点としては、第 1 に株式に帰属するコストの正しい計算が困難なことである。株式控除の大きさは概念上の金利に依存するため、この金利の適切な設定は重要である。第 2 に、ACE 制度を持つ法人税は課税ベースが狭くなるので、キャッシュフロー法人税と同様に、税収中立の改革を行うと税率が上昇する。このため、国際的な租税競争圧力が高い状況では、課税ベースの狭い ACE 制度を持つ法人税は課税ベースの広い CBIT に劣るとの見方が強まっている (Bond (2000) 等)。

(3) CBIT

a. CBIT とは何か

CBIT (Comprehensive Business Income Tax、包括的事業所得税) は、米財務省 (US Treasury Department) が 1992 年に提案した法人税である。米財務省は企業の資金調達に影響を及ぼさない税制の確立を目指して、企業段階と家計段階の統合された法人税を提案した。米財務省は、1984 年にキャッシュフロー法人税の導入を否定し、これによって米国の 1986 年の抜本的税制改革は所得課税の枠内で行われた。1992 年の報告書でもキャッシュフロー法人税への移行は検討されず、現行所得税の大幅な見直しが提案された。CBITは、これまで現実への適用例はないものの、米国の税制改革論議のなかでは CBIT の要素を含む税制改革案がしばしば提出されることから、その考え方は一定の影響を持ち続けている¹⁷。

CBITが提案された背景には、米国が長い間クラシカルシステムを採用しており、株式に

¹⁶ Keen and King (2002)、Klemm (2006) を参照されたい。

¹⁷ 2003 年にブッシュ大統領が提唱した配当課税撤廃案は、後述する配当免除勘定 (Excludable Dividend Account, EDA) を利用したものであった。

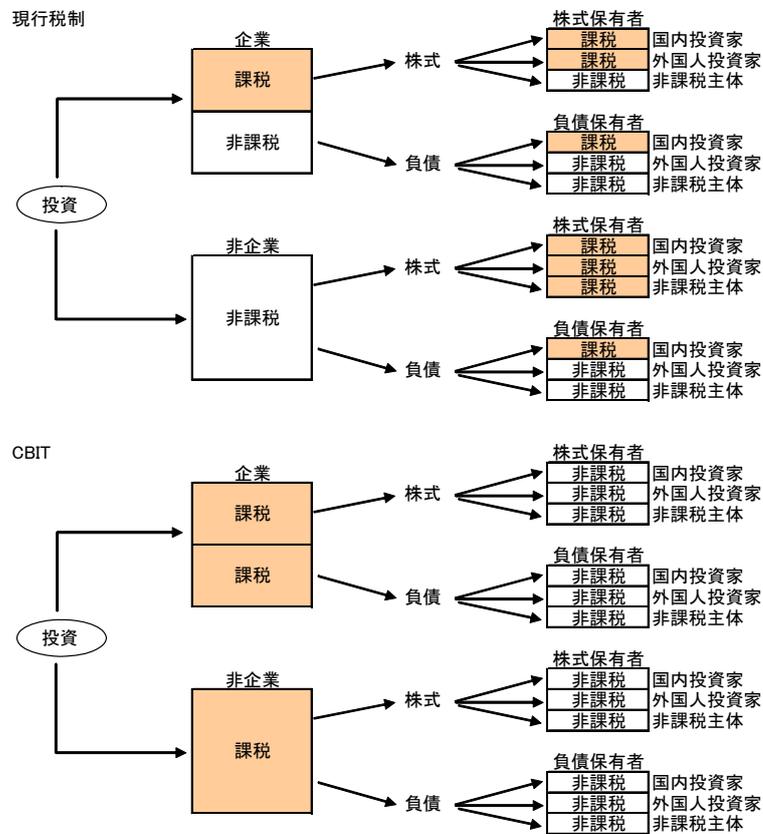
対する二重課税が放置されてきたことがある¹⁸。米財務省では、こうした二重課税を排除するために企業段階と家計段階における課税の統合が検討された。米財務省(1992)は、抜本的税制改革の目標として、①投資の種類(法人の機械投資、住宅投資等)によらず同じ税率、②株式と負債など資金調達方法の選択に関する歪みを排除、③内部留保と配当支払の選択に関する歪みの排除、④法人形態と非法人形態の選択に関する歪みの排除という条件を掲げて、それらを全て実現することを目指した。伝統的なインピュテーション方式は手続きが煩雑であるばかりでなく、上記の4つの目標全てを実現するわけではないとされ、最終的に望ましい法人税のあり方として企業段階の配当控除制度を含むCBITが推薦された。

CBITの基本的な考え方は、利子と配当に対する課税を企業段階で済ませることである(図表8)。資本課税を企業段階で行い、家計段階では課税しないというCBITの特徴は、Hall-Rabushkaのフラットタックス(Rベースのキャッシュフロー法人税)と同じである。CBITは、現行の所得課税と同様に正常収益を含む収益全体に課税するため、投資の中立性は満たされない。しかし、CBITにおいて投資の即時償却が可能になれば、フラットタックスに似た消費課税の形になることから、CBITは課税ベースを変更する抜本的な税制への予備段階と捉えることが可能である。

CBITでは、資金調達に対する中立性を実現するために現行法人税で認められている支払金利控除が廃止され、株式調達と負債調達のいずれから生じた法人所得に対しても同一の税率がかけられる。これによって、株式調達と負債調達に対する中立性がACEとは逆のアプローチによって達成される。オリジナルの提言では、CBITの税率は個人所得税の最高税率に等しいものとされた。CBITでは、支払金利控除を廃止することでより広い課税ベースを得ることができるため、税収中立の改革ではCBITの法定税率を現行税制よりも低く設定することができる。しかし、CBITの税率が個人所得税の最高税率よりも低く設定されると、個人所得を資本所得に転換しようという誘因が生じる(組織形態に対する中立性の不成立)ことから、両者は同じ税率とされた。

¹⁸ 雇用・成長のための財政調整法 (Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003, JGTRRA) において、配当・キャピタルゲイン税率が軽減されたため、現在は二重課税が緩和されている。

図表 8：現行税制と CBIT



(資料) U.S. Department of the Treasury (1992)

株式に対する二重課税の防止は、配当免除勘定 (Excludable Dividend Account, EDA) を用いて行われる。企業段階において EDA 勘定に計上された配当は、家計段階で課税されない。例えば、100 ドルの課税前所得があり、法人税が 34% とすれば、 $100 - 34 = 66$ ドルが EDA 勘定に計上され、そこから行われる配当には家計段階では課税されない。EDA 勘定を超える部分のみ家計段階で課税される。

しかし、EDA だけの調整では、分配される配当と内部留保の間に税制上の取り扱いの差が生じる。分配される配当が EDA によって二重課税を免れるのに対して、内部留保は法人税が課された後に再び家計段階でキャピタルゲイン税が課される。こうした税制上の違いをなくすために、米財務省案では配当再投資プラン (Dividend Reinvestment Plan, DRIP) が用いられる。これは、企業が EDA を上限とするみなし配当を宣言し、そこから再投資される分についてはキャピタルゲイン税が課されない仕組みである。DRIP では、みなし配当 (非課税) の分だけ株式の価額を高めることができ、これによって内部留保に対応するキャピタルゲイン税を回避することができる。

このように、CBITは支払利子控除を廃止して株式調達と負債調達に対する中立性を確保

するのみならず、EDAやDRIPによって企業段階と家計段階の課税を統合し、資金調達方法に依存せず、一度きりの課税を実現する仕組みである¹⁹。さらに、CBITは、零細企業を除き、事業形態が企業であれ、パートナーシップであれ、個人企業であれ、同様に課税することで組織形態に関する中立性を確保する。

b. CBITの問題点

CBITへの移行の問題点としては、CBITによって負債コストが上昇し、倒産が増加し、経済が不安定化する恐れがあることである。CBIT導入は、株式調達が多い高収益企業の資本コストを低下させる一方で、負債調達が多い低収益企業の資本コストを大きく上昇させる。倒産の急増を防ぐために、CBIT導入時は税率を引く設定せざるを得ず、これによって無視できない税収ロスが発生する可能性がある。

(4) 二元的所得税とその変形

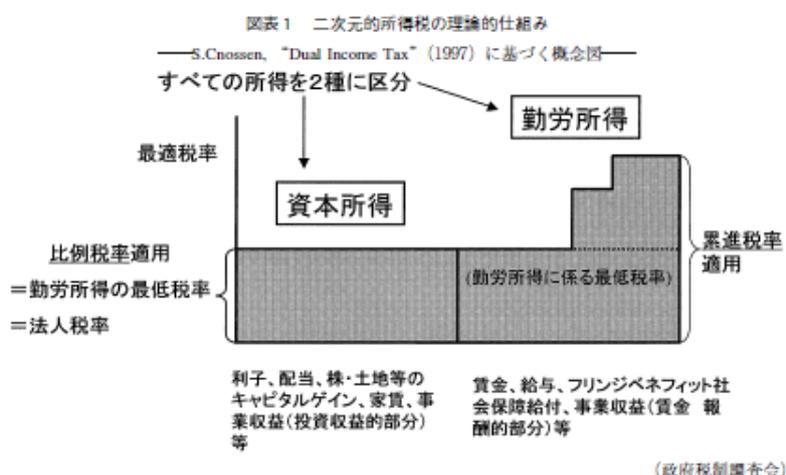
a. 二元的所得税とは何か

最後に、二元的所得税 (Dual Income Tax) についてみてみよう。二元的所得税は、よく知られているように、所得を労働所得と資本所得の2つに分けて課税する北欧型の課税方式である。二元的所得税の基本的な考え方は、所得を2つに分けることで、労働所得の累進性を維持する一方で、資本所得に対しては一律の低税率を課すことである。二元的所得税が生まれる背景には、①高税率の北欧諸国では租税回避行動が活発になり、適切な資本所得税が困難になったこと、②欧州の活発な資本移動を考慮せざるを得なかったことがある。

Cnossen (2000) によれば、理想的な二元的所得税の特徴として、少なくとも次の点を指摘できる。第1に、あらゆる所得が資本所得か労働所得に分けられることである(図表9)。資本所得は企業収益、配当、キャピタルゲイン、利子、家賃等が含まれ、労働所得は賃金、FRINGE BENEFIT、年金所得、社会保障給付等が含まれる。基本的には、全ての所得が一律に課税され、労働所得については付加的な累進所得税率が課される。また、租税裁定を出来るだけ防ぐために、労働所得への最低税率と(法人所得を含む)資本所得への一律税率が同じに設定される。第2に、資本所得と労働所得が資本所得税率によって共同で課税される場合は、共同の基礎控除が設けられ、負の資本所得が労働所得によって相殺できる。第3に、株式に対する企業段階と家計段階における二重課税は、完全インプテーション方式によって回避される。また、家計段階のキャピタルゲイン課税によって生じる内部留保に対する二重課税は、内部留保による株価上昇を調整する仕組みにより回避される。

¹⁹ 狭義のCBITは、支払利子控除を廃止する仕組みを指す。

図表 9：二元的所得税の仕組み



(資料) 森信 (2002)より転載

北欧諸国の二元的所得税のなかで完成度が高いと言われるノルウェーの二元的所得税では、賃金や利子所得、配当所得、持家の帰属家賃等を全て合算して、そこから各種控除を差し引いて課税所得（通常所得と呼ばれる）が計算される。これに 28% の一律税率が課される。勤労所得については、一定限度を超える部分に対して累進税率が課され、この部分については控除が適用されない。

二元的所得税は、所得課税の改革であるため、投資に対する中立性は満たされない。株式調達と負債調達に対する中立性については、ノルウェーとフィンランドにおいて完全インピュテーション方式による調整が行われる²⁰。スウェーデンとデンマークについては、配当に対する軽減税率が適用される。

新株発行と内部留保に対する中立性については、ノルウェーでは RISK 法によって確保されてきた。RISK 法とは、個別株主に帰属する内部留保を算出し、その分だけ株主が保有する株式の評価額をその購入価格より引き上げる方法である。これによって、企業の内部留保を反映したキャピタルゲインが家計段階で課税されることはない。すなわち、株式の売却価格が「購入価格+株式評価額引き上げ額」を超えない限りは、家計段階においてキャピタルゲインが課税されない。株式の売却価格が「購入価格+株式評価額引き上げ額」を超える場合には、内部留保分を超えるキャピタルゲインが発生しているため、家計段階でキャピタルゲイン税が課される。

二元的所得税の欠点は、所得分割にあることが指摘されている (Sorensen (1994) 等)。自営業者や非公開企業経営者は、通常勤労所得と資本所得の両方を得るが、資本所得税率が勤労所得税率よりも低い状況では、経営者が自らの所得を勤労所得ではなく資本所得と

²⁰ 後述するように、ノルウェーではインピュテーション方式が 2006 年に廃止された。

して受け取る誘因が働く。このため、ノルウェーの二元的所得税では、能動的オーナー²¹のいる非公開法人に対しては、単純に法人税を適用するのではなく、一定の所得分割法に従った課税がなされてきた。そこでは、事業所得のうち、帰属計算によって先に資産所得が計算され、事業所得から資産所得を除いた分が勤労所得とみなされた。

しかし、こうした所得分割法は、家族経営企業が家族内での株式保有率を変えること等によって、能動的オーナーが受動的オーナー化するという現象を招き、上手く作用しなかった。Sorensen (2005a)によれば、所得分割法に従う法人の割合は1992年の55%から2000年の32%に低下した。また、1992年から2003年にかけて、勤労所得税率²²と資本所得税率の乖離が28.1%から36.7%に拡大したことも、勤労所得の資本所得化に拍車をかけたとみられている。こうした事態に対して、ノルウェー政府は2006年から株主所得税(Shareholder Income Tax、SIT)を導入し、インピュテーション法とRISK法とともに廃止するという対応をとった。SITは、家計段階でリスクフリー金利を超える配当及びキャピタルゲインに対して課税するもので、法人税負担と合わせてこれらに勤労所得並みの課税を行う仕組みである。SIT導入の成果は後の評価に委ねられるが、SITは既にくいくつかの問題点が指摘されており、今後もノルウェーの二元的所得税は所得分割を巡って試行錯誤が続くことが予想される²³。

二元的所得税は、資本所得に対して一律に課税しているため、資本課税をCBITのように企業段階で済ます形への移行がしやすい。このため、二元的所得税はCBITの変形と位置づけることができる。しかし、二元的所得税とCBITは税率設定の点で大きく異なる。CBITでは企業の組織形態に影響を与えないように、その税率が個人所得税の最高税率と同じに設定されていたのに対して、二元的所得税では資本に対しては優遇的に低税率が課され、これが組織形態に歪みをもたらすことになった。こうした問題自体は、二元的所得税に特有のものではなく、労働所得税率と資本所得税率が異なる場合に生じるものである。

b. 日本の金融所得一体課税

日本では、近年二元的所得税を意識する形で、金融所得の一体課税が議論されてきた。政府税制調査会は、2004年6月に「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(以下、「基本的考え方」)をまとめた。そして、2007年12月に与党税制協議会で了承された「平成20年度税制大綱」(以下、「大綱」)では、上場株式等の配当・譲渡益に関する軽減税率(20%→10%)が2008末に廃止されるとともに、2009年から金融所得一体課税の部分的導入が決められた(図表10)。

²¹ 能動的オーナーとは、勤務時間が一定の基準以上で、株式の3分の2を保有している経営者を指す。それ以外は受動的オーナーと呼ばれる。

²² 社会保障税等を含む。

²³ SITの仕組み及びその問題点については、Sorensen (2005b)、馬場(2007)等を参照されたい。

図表 10：証券税制の見直し（抜粋）

【軽減税率】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008 年末に上場株式等の譲渡益・配当の軽減税率を廃止（10%→20%）。 ○ 但し、500 万円以下の上場株式等の譲渡益と 100 万円以下の配当については、2010 年末まで軽減税率を延長
【損益通算】
<ul style="list-style-type: none"> ○ 2009 年より上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算が可能。 ○ 投資家の利便性に配慮して特定口座を活用する方法（申告不要）は、証券会社のシステム開発等の準備が整った段階（2010 年）より開始。

（資料）自由民主党「平成20年度税制改正大綱」より、みずほ総合研究所作成

「大綱」では、2009 年より上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算が可能とされた。上場株式等の譲渡損失と配当の損益通算は、当面は申告によるものとされ、証券会社の特定口座を活用する方法（申告不要）は証券会社のシステム対応も含めて 2010 年より開始される予定である。これまでの議論の経過から判断すると、株式の譲渡損失と利子所得との通算については今後の課題とされ、金融所得の一体課税は二段階のプロセスを経て完成される見込みである。

このような金融所得の一体課税は、本稿が取り扱っている様々な抜本的税制改革案と比べるとマージナルな改革である。「基本的考え方」では、金融所得の一体課税は「現下の『貯蓄から投資へ』の政策的要請を受け、一般投資家が投資しやすい簡素で中立的な税制を構築する観点から、現行の分離課税制度を再構築するものである」とされ、金融所得の一体課税が現行税制の延長上のものと位置づけられた。そこには、金融所得の一体課税を企業の投資や資金調達の中立性の観点から捉えて、統合的な資本課税改革を行うという姿勢はみられない。

しかし、二元的所得税やその他の法人税改革案の議論から明らかなように、金融所得の一体課税は新たな資本課税に移行する潜在力を持っている。資本所得に対する一律課税が実現すれば、次のステップとして企業段階で課税を終える資本課税（CBIT 等）に発展させることができる。そこで、設備投資の即時償却を認めて超過収益のみに課税すれば、キャッシュフロー法人税に移行できる。つまり、金融所得の一体課税は、単に「貯蓄から投資へ」という流れのみならず、将来的には消費課税に発展する可能性を秘めており、そうした長い税制改革の流れのなかで金融所得の一体課税を評価する視点も大切である。

4. 経済のグローバル化に対応する資本課税

最後に、経済のグローバル化に対応する資本課税のあり方を考えよう。前節までの議論は、国際的な租税競争の影響を若干考慮しつつも、基本的には投資や資金調達に対する中立性といった閉鎖経済的な観点から望ましい資本課税のあり方を論じてきた。本節では、法人税の国際的な企業立地への影響や多国籍企業の所得移転への影響など、国際課税に関わる問題を考える。

(1) 企業立地と法人税の関係

まず、法人税と国際的な資本移動の関係について基本的な考え方を整理しよう。Devereux and Griffith (2002) は、企業が海外市場への進出を考える際に、次の3段階に分けて判断が下されると考えた(図表 11)。

まず第1段階として、企業は海外市場へ製品を供給するにあたって、対外直接投資(FDI)を行って現地生産を始めるか、もしくは国内生産品を輸出するかを判断を下す。第2段階として、仮にFDIにより現地生産を始める場合、どこの国に投資するかを決定する。第3段階として、投資先におけるFDIの投資規模を決定する。

ここで、第1段階と第2段階の企業立地及び投資先の選択は平均税率に依存するのに対して、第3段階の投資規模の決定は限界税率に依存する。つまり、企業立地の意思決定については、企業収益がどの程度税金として政府に吸収されるかを定める平均税率が重要であり、FDIの規模については設備投資理論に従って限界税率が決め手となる。

さらに、多国籍企業を念頭におけば、第4段階として、企業が収益をどの地域で計上するかの選択に影響を及ぼすのは法定税率であると考えられる(Auerbach et al. (2007))。多国籍企業は、税率の高い国に存在する子会社が税率の低い国に存在する子会社から借入を行ったり、本社・子会社間及び子会社間で行われる取引の製品価格を操作すること²⁴によって、各地域の収益配分を変えることができる。これに影響を及ぼすのが法定税率である。

図表 11：多国籍企業の意思決定とそれに影響を及ぼす法人税率

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
企業が直面する問題	国内生産か海外生産か	どこの国に投資するか	投資規模をどうするか	収益をどの地域で計上するか
企業の判断に影響を及ぼす法人税率	平均税率	平均税率	限界税率	法定税率

(資料) みずほ総合研究所作成

このように、開放経済では、法人税の法定税率や(それに大きく依存する)平均税率が企業立地や所得シフトに対して影響を及ぼし、結果として国際的な租税競争が生じる可能

²⁴ 移転価格問題と呼ばれる。税率の異なる複数の国に存在するグループ企業の取引において、製品の取引価格を独立企業間価格 (arm's length price) とは異なる価格に設定して節税を図ること。

性がある。企業のグローバル化がさらに進展すれば、こうした問題を解決する国際課税のあり方がより重要になってくる。

(2) 国際課税の分類

次に、国際課税主義について基本的な事柄を確認しよう。海外に事業展開している自国企業に対して課税するとき、一般に2つの主義が考えられる。1つは、居住地主義（Residence Principle）である。これは、自国企業の国内源泉所得のみならず、海外源泉所得に対しても同様に課税するというものである。但し、外国が自国企業の海外源泉所得に対して課税する場合には、二重課税を防ぐために国内で外国税額控除が適用される。これに対して、源泉地主義（Source Principle）では、国内源泉所得のみが課税され、海外源泉所得は課税されない。

純粋な居住地主義は、投資を国内で行うか、それとも海外で行うかという企業判断に影響を及ぼさないという意味で、資本輸出中立（Capital Export Neutrality、CEN）である。これに対して、純粋な源泉地主義はある国への投資に対して、国内及び海外の投資家が同じ税率で課税される場合に満たされるという意味で、資本輸入中立（Capital Import Neutrality、CIN）である。

現在、国際課税の仕方は国によって異なる。例えば、米国が居住地主義を採用する一方で、フランスは源泉地主義を採用している²⁵。この結果、米国企業とフランス企業を比べて、米国企業の方が税負担が重くなるという事態が生じる。米国とフランスの企業がともに法人税率20%のX国に子会社を設立し、ともに100の利益を上げたと仮定する²⁶。このとき、米国の子会社はX国に20だけ税金を納め、米国の法人税率が35%で外国税額控除がフルに使える場合には、米国の子会社は米国に15の税金を納める。一方で、フランスは源泉地主義であるため、フランスの子会社はフランス政府に対して追加的に税金を納める必要がない。このため、米国企業はフランス企業と比べて、競争上の不利益を被る。

実際には、米国や日本は居住地主義と源泉地主義の中間に位置する主義を採用している。多国籍企業の海外源泉所得は、国内送金された時点で法人税が課せられるが、海外で再投資する分は非課税となる。このため、こうした制度の下では企業が海外源泉所得を国内に還流させず、海外での再投資によって課税を繰り延べるインセンティブが働く。

一方で、間接税については、原産地主義（Origin Principle）と仕向地主義（Destination Principle）の2つがある。原産地主義は、国内で消費されるか国外で消費されるかに関係なく、国内で生産された全ての財・サービスに対して国内税率が適用される。つまり、輸出品に課税され、輸入品には課税されない。これに対して、仕向地主義は、仕向地で消費される全ての財・サービスに対して、仕向地の税率が適用される。輸出は課税されず、輸入は課税される。輸出品については、国境で税調整を行い、輸出する段階までに含まれて

²⁵ 居住地主義を採用する国は、他に英国、日本、韓国等。源泉地主義を採用する国は、ドイツ、イタリア、オランダ、カナダ、オーストラリア、スウェーデン、ノルウェー等。

²⁶ 米国税制諮問委員会（2005）で紹介された例。

いた税額を控除して間接税が含まれていない形で輸出される。一方で、輸入品に対しては、国境において国内税率がかけられる。

(3) 経済のグローバル化に対応する法人税

さて、以上のことを踏まえて、経済のグローバル化に対応した資本課税を考えてみよう。

a. 開放経済における法人税の分類と源泉地主義の法人税

Devereux and Sorensen (2005) は、開放経済における法人税改革案を、国際課税主義と課税ベースの違いによって**図表 12**のように分類した²⁷。まず国際課税主義として、①源泉地主義、②居住地主義、③仕向地主義の3つに分類される。これら分類は、「純粋な」意味での源泉地主義、居住地主義、仕向地主義を意味する。例えば、居住地主義の場合、自国企業への課税は海外から自国に送金された資金のみならず、海外で発生した全ての所得が対象になる。こうしたことは現実には行われていないが、ここではそのような「純粋な」居住地主義を考える。法人税の課税ベースによる分類としては、これまでと同様に、①株式に対する収益全体（正常収益と超過収益の合計）、②株式に対する超過収益、③株式と負債に対する収益全体（正常収益と超過収益の合計）の3つに分けられる。

前述のように、世界各国の法人税では、国際課税主義として源泉地主義と居住地主義の2つが採用されている。しかし、現実の居住地主義は、海外再投資分が課税されないことや外国税額控除に還付機能がないこと等から、「純粋な」国際課税主義の分類のなかで捉えると、むしろ「純粋な」源泉地主義に近い。このため、Devereux and Sorensen (2005) では、現行の法人税及び伝統的な法人税改革案が全て源泉地主義の法人税として分類された。

図表 12では、望ましい資本課税の条件として、①投資に対する中立性、②株式調達と負債調達に対する中立性、③新株発行と内部留保に対する中立性、④組織形態に対する中立性という閉鎖経済の下で検討される要素に加えて、国際課税の観点から⑤国際的な企業立地に対する中立性と⑥（多国籍企業における）国際的な所得配分に対する中立性が加えられる。源泉地主義の法人税は、いずれの改革案も⑤と⑥が満たされない。このため、グローバルな企業活動に中立的な法人税としては、居住地主義または仕向地主義の法人税を検討しなければならない。

²⁷ 筆者によって一部変更されている。

図表 12：国際課税主義と課税ベースの違いによる法人税の分類

国際課税主義	課税ベース		
	株式の収益全体 (正常収益+超過収益)	株式の超過収益	株式と負債の収益全体 (正常収益+超過収益)
源泉地主義	現行の法人税(外国源泉所得を除く)	源泉キャッシュフロー法人税 ①投資 ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態 ACE 制度を持つ法人税 ①投資 ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態	CBIT ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態 二元的所得税 ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態(部分的に)
居住者主義	居住者ベースの法人税 ⑤国際的な企業立地 ⑥国際的な所得配分 居住者ベースの株主課税 ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態 ⑤国際的な企業立地 ⑥国際的な所得配分		
仕向地主義		VAT 型最終消費先キャッシュフロー法人税 ①投資 ②株式調達と負債調達 ③新株発行と内部留保 ④組織形態 ⑤国際的な企業立地 ⑥国際的な所得配分	

(資料) Devereux and Sorensen (2005) を参考に、みずほ総合研究所作成

b. 居住地主義の法人税

「純粋な」居住地主義の法人税は、概念としては源泉地主義のそれよりもはるかに経済のグローバル化に対応しやすい。これは、居住国は所得の発生国よりも特定しやすく、かつ課税ベースが収益の発生場所に依存しないからである。

居住国には、個人株主の居住国と法人の居住国という 2 つの基準が考えられる。まず、個人株主の居住地に基づく株主課税の場合、個人の居住地は特定しやすく、また個人は資本と比べて移動も少ないという利点がある。このケースでは、資本課税は企業段階ではなく家計段階で行われるため、株主の居住国さえ特定できれば、企業所得が世界のどこで発生しようと株主への課税額には影響しない。このため、こうした法人税は企業の立地選択に影響を及ぼさず、また節税を目的とした企業の所得分配行動を招くこともない。

この課税方式の欠点の 1 つは、現実には各国政府が自国民に還元される世界中の法人所得を把握しようとしても、他国は管轄外であるため、世界中の税務当局の協力が必要なことである。また、自国株主が株式を持つ数多くの外国企業の情報を全て収集することは、多くのコストがかかる。

一方で、法人の居住国を基準とする居住地主義課税を行う場合は、自国の税務当局は多

国籍企業の世界所得を把握するだけでよく、どこで生まれた所得かを特定する必要がないという利点がある。このような居住地主義課税は、投資先の選択に影響を及ぼさず、子会社間の所得シフトを促すこともない。欠点は、多数の子会社を持つ企業にとってコストが大きいことに加えて、企業は個人と比べて移動性が高いことである。Devereux and Sorensen (2005) が指摘するように、英国に持ち株会社を持つ多国籍企業があるとして、その企業が世界中で利益を計上しているものの、英国では活動しておらず、英国で商品販売もしておらず、株主も英国には住んでいないとき、英国の税務当局がこの企業に課税する根拠は薄弱であると考えられる。

以上より、「純粹な」居住地主義の法人税は、概念としては経済のグローバル化への対応力に優れていると考えられるものの、現実への適用性という観点からその導入は難しいと考えられる。

c. 仕向地主義の法人税

そこで注目されるのが、仕向地主義の法人税である。仕向地主義は、通常 VAT 等の間接税の国際課税主義として語られるものであるが、キャッシュフロー法人税は課税ベースが VAT と共通する部分が多いことから、法人税についても仕向地主義が適用される。Devereux and Sorensen (2005) や Auerbach et al. (2007) は、VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税 (VAT-type destination-based cash flow tax) というラディカルな提案をしている。これは、文字通り、キャッシュフロー法人税を VAT と同じように仕向地主義で課税しようというものである。

VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税の課税ベースを考えよう。開放経済では、「所得面＝支出面」の恒等式から (4) 式が成り立つ (閉鎖経済のケースは (2) 式)。ここで、 C は消費、 W は賃金、 R は資本所得、 I は投資、 X は輸出、 M は輸入を表す。

$$C = W + R - I - X + M \quad (4)$$

また、国際収支の恒等式から (5) 式が成り立つ。ここで、 R^f は海外からの純収益、 I^f は海外への純投資を表す。

$$(X - M + R^f) + (-I^f) = 0 \quad (5)$$

(4) 式と (5) 式より、(6) 式が成り立つ。(6) 式は、消費への課税が、賃金 (W) と国内純キャッシュフロー ($R - I$) と海外純キャッシュフロー ($R^f - I^f$) の合計への課税に等しいことを示している。

$$C = W + (R - I) + (R^f - I^f) \quad (6)$$

VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税は、(6) 式の右辺の「 $(R - I) + (R^f - I^f)$ 」に課税するものである。これは、国内資本から得られる純所得（投資分を除く）と海外に存在する国内所有資本から得られる純所得（同）が国内で消費される限り課税されることを意味する。(6)式から明らかなように、VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税は VAT の課税ベースから賃金を除いたものに相当する。つまり、VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税は、国内販売から国内生産者からの購入と賃金を除いたものに課税する。課税ベースから控除されるのは国内中間財のみで、輸入中間財は控除されない。一方で、輸出から得られる収益は非課税となる。

VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税では、通常の VAT と同じように、輸出の際に中間財に支払った VAT が還付される。また、労働コストも還付される。それゆえ、全ての製品を輸出する企業は、労働コスト控除を反映して大きなマイナスの課税となる。そうでなくても、労働コストを含むコスト全体が国内売上を上回れば、法人税収はマイナスになる。これを相殺するのは輸入品への課税であり、その国の歳入全体はその年の貿易バランスに依存する。

VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税は、その生産場所がどこであれ、国内市場での売上から生じる収益に対して課税するため、国際的な企業立地に影響を及ぼさない。また、同法人税の下では、移転価格問題が解消するという利点がある。移転価格問題は、国内企業が税率の低い海外子会社から通常よりも高い価格で製品を輸入して損金算入を拡大したり、逆に通常よりも低い価格で製品を海外子会社に輸出して国内所得を本来よりも小さくみせることから生じる。これに対して、VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税の下では、輸入が一切控除されず、かつ海外売上から得られる利益が課税ベースに含まれないため、こうした問題が発生しない。

VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税の問題点としては、海外に帰属する超過収益の問題がある。超過収益が発生した場合、それが国内消費者によって消費される場合は課税されるものの、外国人消費者に帰属する場合は課税されない。このため、立地の特殊性から超過収益が発生し、その製品の多くが輸出される場合、税務当局は大きな税収源を失う可能性がある。また、企業収益から輸出分が控除されるため、製品が本当に輸出されるか否かを監視する必要があるという実務上の問題もある。同様に、輸入による中間財調達には控除されず、国内からの中間財調達のみ控除されることから、中間財が本当に輸入ではなく国内から調達されたものかを監視する必要がある。

仕向地主義のキャッシュフロー法人税は、Bradford (2001, 2003, 2004) の X タックス (R ベース) でも提案され、X タックスを参考にした大統領税制改革諮問委員会の成長・投資税案にも取り入れられた。また、Auerbach et al. (2007) は、R ベースのみならず R+F ベースの VAT 型仕向地主義キャッシュフロー法人税も可能であると指摘している。

輸出に対して税制上の優遇措置を与える仕向地主義のキャッシュフロー法人税は、GATT/WTO 協定において輸出補助金と認定される可能性が高いこともあり、即座に現実に適用される見込みはない。しかし、こうしたラディカルな提案の重要性は、今後企業活動のグローバル化の進展とともに高まっていくと思われる。

5. おわりに

以上のように、本稿では税制の抜本改革を①所得課税から消費課税への動きと②資本課税改革の展望という2つの観点から検討した。

これら2点を日本の現状に即して考えると、次のことが指摘できる。まず、高齢化の進展とともに、今後日本では消費課税化が進むことである。急増する年金・医療コストに対して大幅な所得増税で対応すべきとの見方は少数であり、社会保障財源として「消費税」の役割が今後高まることがほぼ確実である。このため、今後税制全体における消費課税ベースの比重が高まると考えられる。また、社会保険料の増大は「所得税」の社会保険料控除の拡大につながり、「所得税」においても消費課税化が進む。日本の税制は、「所得税」と「消費税」の両面から消費課税化が進むことが予想される。

このように日本の税制の消費課税化が進行するとき、今度は税制のなかで資本課税をどのように位置づけるべきかという問題が浮上する。そこでは、「所得税」と「消費税」の両面から進む消費課税化に対して、いかに整合的に資本課税を行うかが今一度問われることになる。また、消費課税化のなかで、経済への影響と公平の観点からどのような資本課税が望ましいかも議論の焦点になるものと思われる。

現在のところ、日本で行われる資本課税改革の議論には諸外国でみられるような「抜本的な」要素が薄い。法人税率の引き下げや株価対策としての配当減税、「貯蓄から投資へ」の流れを促すための金融所得一体課税が検討される一方で、課税ベースの移行や現行の資本課税の欠点を補う「抜本的な」改革案が具体的に検討される様子はみられない。本稿で述べたような「抜本的な」税制改革がいずれもラディカルな要素を含んでおり、現実への適用には克服すべき課題が多いことが日本における「抜本的な」税制改革の議論が阻まれる一因かもしれない。しかし、21世紀に耐え得る税制に向けて「抜本的な」改革が必要であるならば、長期的な税制改革の方向性を見定め、より大きな視点で望ましい税制のあり方を考えていくことが大切なのではなかろうか。

[参考文献]

- 田近栄治『資本所得課税の展開と日本の選択』（フィナンシャルレビュー、2002年10月）
 ———— 油井雄二「日本の企業課税」、東洋経済新報社、2000年
- 玉岡雅之「課税主義の財政学」、勁草書房、2006年
- 野村容康『ノルウェーの二元的所得税』（証券税制研究会「二元的所得税の論点と課題」、日本証券経済研究所、2004年6月）
- 馬場義久『二元的所得税と法人課税のあり方—ノルウェー改革案の教訓—』（証券税制研究会「企業行動の新展開と税制」、日本証券経済研究所、2006年10月）
 ———— 『スウェーデンとノルウェーの金融所得課税一元化—わが国への教訓—』（金融調査研究会「諸外国の税制改革と金融所得課税のあり方」、2007年7月）
- 森信茂樹『二元的所得税とわが国への政策的インプリケーション』（フィナンシャルレビュー、2002年10月）
 ———— 『Capital income taxation and the dual income tax』（PRI discussion paper series No. 04A-17、2004年7月）
- Altig, D., A. Auerbach, L. Kotlikoff, K. Smetters, and J. Walliser, “Simulating Fundamental Tax Reform in the United States,” *American Economic Review*, 91, pp. 574-95, 2001
- Auerbach, A., “The Choice between Income and Consumption Taxes: A Primer,” NBER Working Paper 12307, June 2006
- , M. Devereux, and H. Simpson, “Taxing Corporate Income,” Paper Prepared for The Mirrlees Review, Reforming the Tax System for the 21st Century, July 2007
- and K. Hassett, “Introduction,” in A. Auerbach and K. Hassett (ed.), *Toward Fundamental Tax Reform*, Washington, D.C., AEI Press, pp. 1-10, 2005
- Boardway, R. and N. Bruce, “A General Proposition on the Design of Neutral Business Tax,” *Journal of Public Economics*, 24, pp. 231-39, 1984
- , and M. Keen, “Theoretical Perspectives on the Taxation of Capital Income and Financial Services: A Survey,” in P. Honohan (ed.), *Taxation of Financial Intermediation: Theory and Practice for Emerging Economies*, Oxford University Press, New York, 2003
- , and J. Mintz, “On the Neutrality of Flow-of-funds Corporate Taxation,” *Economica*, 50, pp. 49-61, 1983
- Bond, S., “Levelling up or Levelling down? Some Reflections on the ACE and CBIT Proposals, and the Future of the Corporate Tax Base,” in S. Cnossen (ed.),

- Taxing Capital Income in the European Union – Issues and Options for Reform*, Oxford University Press, Oxford, 2000
- Bradford, D., *Untangling the Income Tax*, Harvard University Press, Cambridge MA, 1986
- , “Consumption Taxes: Some Fundamental Transition Issues,” in M. Boskin (ed.), *Frontiers of Tax Reform*, Stanford, California, Hoover Institution Press, pp. 123-50, 1996a
- , “Treatment of Financial Services under Income and Consumption Taxes,” in H. Aaron and W. Gale (ed.), *Economic Effects of Fundamental Tax Reform*, Washington, D.C., Brookings Institution, pp. 437-64, 1996b
- , “Transition to and Tax Rate Flexibility in a Cash-Flow Type Tax,” in J. Poterba (ed.), *Tax Policy and the Economy*, 12, Cambridge, Massachusetts, MIT Press, pp. 151-72, 1998
- “Blueprint for International Tax Reform,” *Brooklyn Journal of International Law*, 26 (4), pp. 1449-63, 2001
- , “Addressing the Transfer-Pricing Problem in an Origin-Basis X Tax,” *International Tax and Public Finance*, 10 (5), pp. 591-610, 2003
- , *The X Tax in the World Economy: Going Global with a Simple, Progressive Tax*, Washington, D.C., AEI Press, 2004
- “A Tax System for the Twenty-first Century,” in A. Auerbach and K. Hassett (ed.), *Toward Fundamental Tax Reform*, Washington D.C., AEI Press, pp. 11-33, 2005
- Chamley, C., “Optimal Taxation of Capital Income in General Equilibrium with Infinite Lives,” *Econometrica*, 54(3), pp. 607-622, 1985
- Cnossen, S., “Taxing Capital Income in the Nordic Countries: A Model for the European Union?” in S. Cnossen (ed.), *Taxing Capital Income in the European Union – Issues and Options for Reform*, Oxford University Press, Oxford, 2000
- Devereux, M. and H. Freeman, “A General Neutral Profits Tax,” *Fiscal Studies*, 12(3), pp. 1-15, 1991
- and R. Griffith, “The impact of corporate taxation on the location of capital: A review,” *Swedish economic policy review*, vol. 9, pp. 79-102, 2002
- and P. Sorensen, “The Corporate Income Tax: International Trends and Options for Fundamental Reform,” Paper Prepared for the Working Party No.2 of the Committee on Fiscal Affairs of the OECD, 2005
- Erosa, A. and M. Gervais, “Optimal Taxation in Life-Cycle Economies,” *Journal of Economic Theory*, 105, pp. 338-369, 2002

- Gammie, M., "Reforming Corporate Taxation: An Evaluation of the United States Treasury Integration Proposals and other Corporate Tax Systems in an International Context- Part 1, 2," *British Tax Review*, 3, pp. 148-73, 4, pp.243-76, 1992
- Hall, R. and A. Rabushka, *Low Tax, Simple Tax, Flat Tax*, New York, McGraw-Hill, 1983
- , *The Flat Tax*, Stanford, Hoover Institution Press, 1995
- Hubbard, G., "Corporate Tax Integration: A View From the Treasury Department," *Journal of Economic Perspectives*, 7(1), pp. 115-132, Winter 1993
- Institute of Fiscal Studies, *The Structure and Reform of Direct Taxation: Report of a Committee Chaired by Professor J. E. Meade*, London, Allen and Uwin, 1978
- , *Neutrality in the Taxation of Savings: An Extended Role for PEPs*, Report from the Capital Taxes Group, London, 1989
- , *Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s*, London, 1991
- Joint Committee on Taxation, *Joint Committee on Taxation Tax Modeling Project and 1997 Tax Symposium Papers*, 105th Congress, 1st Session, November 20th, Joint Committee Print, Washington, D.C., US Government Printing Office, 1997
- Judd, K., "Redistributive Taxation in a Simple Perfect Foresight Model," *Journal of Public Economics*, 28(1), pp. 59-83, 1985
- Keen, M. and J. King, "The Croatian Profit Tax: An ACE in Practice," *Fiscal Studies*, 23 (3), pp. 401-18, 2002
- King, M., "Taxation, Corporate Financial Policy, And the Cost of Capital," *Journal of Public Economics*, 4, pp. 271-279, 1975
- , "The Cash Flow Corporate Income Tax," in M. Feldstein (ed.), *The Effects of Taxation on Capital Accumulation*, University of Chicago Press, pp. 377-400, 1987
- Klemm, A., "Allowances for Corporate Equity in Practice," IMF Working Paper, 06/256, 2006
- McLure, C. and G. Zodrow, "A Hybrid Approach to the Direct Taxation of Consumption," in M. Boskin (ed.), *Frontiers of Tax Reform*, Stanford, California, Hoover Institution Press, pp. 70-90, 1996
- OECD, "Fundamental Reform of Corporate Income Tax," *OECD Tax Policy Studies*, 16, 2007
- Sorensen, P., "From the Global Income Tax to the Dual Income Tax: Recent Tax Reforms in the Nordic Countries," *International Tax and Public Finance*, 1, pp.

57-80, 1994

———, “Neutral Taxation of Shareholder Income” *International Tax and Public Finance*, 12, pp. 777-80194, 2005a

———, “Dual Income Taxation: Why and How?” CESifo Working Paper, 1551, September 2005b

———, “Can Capital Income Taxes Survive? And Should They?” *CESifo Economic Studies*, 53 (2), pp.172-228, 2007

Summers, L., “Capital Taxation and Accumulation in a Life Cycle Growth Model,” *American Economic Review*, 74, pp. 533-544, 1981

U.S. Department of the Treasury, *Integration of the Individual and Corporate Tax System: Taxing Business Income Once*, Washington DC, U.S. Government Printing Office, 1992

U.S. President’s Advisory Panel on Federal Tax Reform, *Simple, Fair, & Pro-Growth: Proposals to Fix America’s Tax System*, Washington DC, 2005

Zee, H., “A Superior Hybrid Cash-Flow Tax on Corporations,” IMF Working Paper, 2006

Zodrow, G., “Should Capital Income Be Subject to Consumption-based Taxation?” Paper for presentation at a conference on “Taxing Capital Income” sponsored by the Tax Policy Center, 2005